

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度のおしらせ

## 「国民健康保険被保険者証」が更新されます



現在ご使用の平川市国民健康保険被保険者証の有効期限は**7月31日まで**となっています。  
新しい被保険者証は、7月末までに郵送いたしますので、**8月1日以降ご使用**ください。また、現在ご使用の被保険者証は、**有効期限が切れましたら破棄**してください。

### 自己負担割合が変更となる場合があります



令和元年中の所得状況などにより**8月1日から**医療機関窓口などで支払う医療費の自己負担割合が変更となる場合があります。

**新しい被保険者証がお手元に届かなかつたり、記載内容に不備がある場合はご連絡ください。**

※国民健康保険税を滞納している方については、納税相談のうえ窓口での更新となりますのでご了承ください。  
※国民健康保険被保険者証は**ピンク色**から**薄橙色**へ変わります。

### 職場の健康保険に加入した方へ

職場の健康保険に加入したり、被扶養者になった場合は、市役所に届け出が必要となります。国民健康保険と職場の両方の被保険者証（職場の被保険者証が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）をお持ちになり早めの届け出をお願いします。

## 限度額適用認定証の申請について



外来・入院の際に「**限度額適用認定証**」を医療機関に提示することで、**窓口で支払う医療費が、自己負担限度額までに抑えられます。**

※「認定証」を掲示せず、ひと月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた分が申請により高額医療費として支給されます。



申請した月以降から認定となるため、必要な方は申請をお願いします。

### 注意事項

- 住民税非課税世帯の方…入院時の食事代も減額。
- 次の①・②両方に該当する方…被保険者証のみで限度額適用が行われますので、**認定証は交付されません。**
  - ①後期高齢者医療または70歳以上の方。
  - ②[国民健康保険に加入している]+[所得区分が下表「現役並み所得者Ⅲ」または「一般」に該当]する方。
- [後期高齢者医療制度に加入している]+[令和元年度中に認定証の交付を受けている]方…今年度も引き続き認定される場合には、新しい認定証(※1)を7月下旬に郵送しますので、**更新手続きは必要ありません。**  
(※1)有効期限は令和3年7月31日までです。

### 【申請に必要なもの】

被保険者証、印鑑、マイナンバーのわかるもの



### 【受付窓口】

▷本庁舎 国保年金課国保係  
▷尾上・碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係



## 自己負担限度額

### 【70歳未満(国保)】

世帯の所得要件	自己負担限度額 ※1
(ア) 上位所得者 基礎控除後の所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当: 140,100円> ※2
(イ) 上位所得者 基礎控除後の所得600~901万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当: 93,000円> ※2
(ウ) 一般 基礎控除後の所得210~600万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当: 44,400円> ※2
(エ) 一般 基礎控除後の所得210万円以下	57,600円 <多数回該当: 44,400円> ※2
(オ) 住民税非課税	35,400円 <多数回該当: 24,600円> ※2

### 【70歳以上(後期高齢・国保)】

所得区分		外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当: 140,100円> ※2	
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当: 93,000円> ※2	
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当: 44,400円> ※2	
一般 住民税課税世帯 課税所得145万円未満		18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 <多数回該当: 44,400円> ※2
非住 課民 税	低所得者Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ※4	8,000円	15,000円

※1 同じ人が同じ月内で同じ医療機関(入院・外来・歯科は別計算)に支払った額で計算します。

※2 過去12ヶ月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合は多数回該当となり、上限額が下がります。

※3 低所得者Ⅱ…世帯主と被保険者全員(後期高齢者医療の場合は世帯全員)が住民税非課税の場合

※4 低所得者Ⅰ…低所得Ⅱの要件に該当し、全世帯員の所得が0円(公的年金の場合は収入額80万円以下)、または老齢福祉年金受給者の場合

【問合せ】▷国保年金課 国保係 ☎44-1111(内線1251)▷青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821